

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現及び原発政策からの即時撤退・原発のない社会の実現を求める決議

1 歴代政権が作り上げてきた原発の「安全神話」は、11年3月11日の福島第一原発事故により完全に崩壊した。事故から4年半が経過した今でも多くの人々が避難を余儀なくされ、事故収束をめぐるトラブルは今なお多くの国民や国際社会に不安を与えている。そこから生まれた全国的な反対運動の結果、国内で稼働する原発は1基もない状況を獲得していた。

しかし、政府は、閣議決定したエネルギー基本計画において、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発の安全性よりも、低コストや安定供給性などを強調するとともに、新たな安全神話ともいえる「世界一厳しい」と称する新規制基準に適合した原発の再稼働を進めることを決めた。これにより、15年8月11日には川内原発1号機が、15年10月15日には川内原発2号機が再稼働し、再び原発が稼働する社会が実現してしまった。そして伊方原発3号機については、15年10月9日までに町議会及び県議会の同意も取り付け、再稼働が目前に迫っている。

今後、原発再稼働が加速していくことが懸念される。川内原発及び伊方原発以外では、すでに原子力規制委員会による審査に合格している原発が、高浜3・4号機（15年2月12日）であり、主要審査が終了している原発が、大飯3・4号機、玄海3・4号機であり、現在審査中の原発が、女川2号機、柏崎刈羽6・7号機、浜岡3・4号機、島根2号機、泊1・2・3号機、東海第二、志賀2号機、東通1号機、大間（建設中）、美浜3号機、高浜1・2号機という状況である。

原発再稼働は、福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な政策であるといわざるを得ない。

さらに、政府は、福島復興指針改定を閣議決定し、17年3月までに帰還困難区域以外の避難指示をすべて解除するなどしたり、災害救助法に基づく避難先の住居の無償提供を17年3月に打ち切ることを発表している。また、年間被ばく線量20ミリシーベルト以下の地域では将来的な健康被害はないなどとして被害救済打ち切りへの動きも示されている。

しかし、福島第一原発事故による甚大な被害の原状回復と完全賠償はいまだ実現されていない。事故収束の目途も立っていないという深刻な状況が今も続いている。自由法曹団は、この無責任な政策に対し、福島第一原発事故の被害の全面回復と脱原発社会の実現のためにたたかい続ける決意である。

2 国民の人格権や安全で平穏な生活を守る最後の砦となるべき司法も原発再稼働に関しては判断が分かれている。

15年4月14日、福井地方裁判所は、高浜原発から250キロメートル圏内に居住する住民の人格権に基づいて、高浜原発3、4号機の運転差止を認める仮処分決定を下した。

本決定は、新規制基準そのものが「不合理」とした。また、原発は我が国に壊滅

的な被害をもたらす可能性を内在する本質的に危険なものであるという認識に立ち、原発事故によって取り返しのつかない損害を被るおそれがあるからこそ、原子炉の運転を止めることが、この具体的な危険性を大幅に軽減する適切で有効な手段であるとまで断言した。

原発推進政策に突き進む政府は、同判決の内容を虚心坦懐に受け止め、誤った政策を早期に撤回し、福島第一原発事故の被害の全面救済を最優先で実現すべきである。

これに対し、15年4月22日、鹿児島地方裁判所は、川内原発1、2号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定を出した。この決定は、人権擁護の砦であるべき裁判所が、憲法上の人権である人格権が侵されようとしている危険な現実を抑止できないどころか、政府の原発推進政策に追従し、三権分立の原則に基づく重要な責務を放棄したに等しい。

3 14年5月21日の福井地方裁判所判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるこそが国富の喪失である。政府の原発推進政策は、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民の意見を無視するばかりか、国民生活の安全をないがしろにするものである。

自由法曹団は、国富の喪失となる原発事故の被害を二度と繰り返させず、将来世代に禍根を残さないために、国に対し、福島第一原発の責任を認めて福島第一原発事故により今なお甚大な被害に苦しむ多くの人々の全面救済を最優先に実現すること及び即時に原発推進政策から撤退して原発のない社会を実現することを求める。自由法曹団は、そのためのたたかいに全力を傾注することを決議する。

2015年 10月19日

自由法曹団 宮城・蔵王総会